

V.大規模災害マニュアル (大規模災害時のボランティア活動保険加入について)

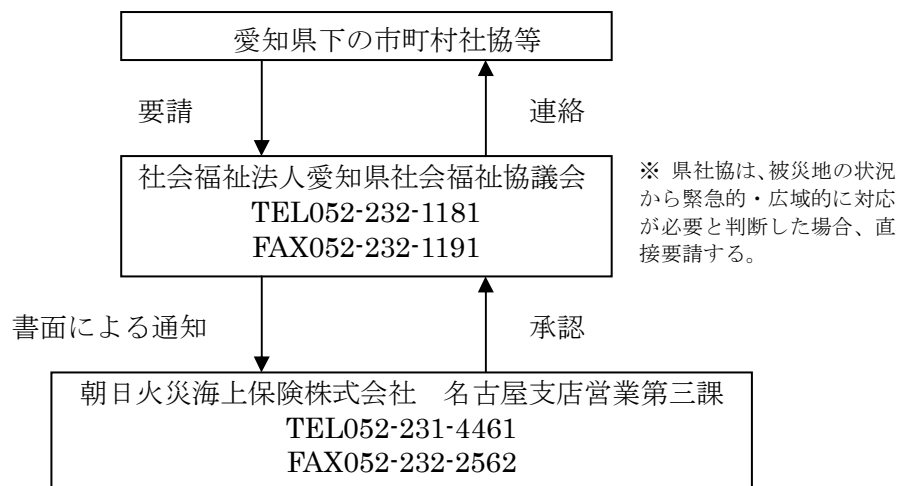
1.大規模災害時とは

台風・地震・噴火・津波などの災害により、日本国内で、被害が広く、大きく発生し、災害対応などのボランティア活動に緊急性がある事態を言います。但し、災害救助法が適用された場合に限りです。

2.大規模災害時ボランティア承認の流れ

日本国内における大規模災害時に、災害対応等活動内容に緊急性があると県社協が認めて書面によりその旨を保険会社に通知し、保険会社がこれを承認した活動を行うボランティアについては、保険会社の当該ボランティアに対する保険責任期間は、所定の加入申込書記載の手続き完了日時から保険期間終了時までとなります。

【災害時ボランティア承認フロー図】



3.通常の方法との違い

(1)補償開始

通常であれば、加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から補償開始となりますが、大規模災害時のボランティア活動の場合には、即時の補償開始となります。

また、通常のボランティア活動についても、加入年度末まで補償されることとなります。

(2)加入申込

通常であれば、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて加入申込を行います。大規模災害時ボランティアの場合には、県下の他の被災地の社会福祉協議会での加入申込も可とします。

4.大規模災害時の事務処理要領

(1)大規模災害時ボランティア活動に対するボランティア活動保険の取扱いは、加入申込手続完了直後から補償開始するものとします。加入報告票の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成してください。加入（希望）者には「ボランティア活動保険の概要」を配布するよう手配してください。

また、「ボランティア活動保険に関する留意点」を保険受付担当者に配布し、確認事項を徹底してください。

(2)社会福祉協議会の災害ボランティア受け入れ体制を確認して下さい。

行政が災害対策本部等を設置し、社会福祉協議会が協力してボランティアを受け入れる場合もありますので、行政と連携をとってご対応ください。

5.事故時の対応について

大規模災害時ボランティア活動中の保険事故発生の際は、事故報告書と加入時の加入申込書のコピーを取り付け、迅速な事故処理をお願いします。

また、大規模災害時における事故支払について集計を行いますので、朝日火災海上保険株式会社名古屋支店営業第一課宛に事故報告書を FAX して下さい（FAX052-232-2562）

6.大規模災害マニュアルについての問い合わせ先

愛知福祉朝日保険サービス	TEL:052-221-0294	FAX:052-221-0293
社会福祉法人愛知県社会福祉協議会総務部	TEL:052-232-1181	FAX:052-232-1191
朝日火災海上保険株式会社名古屋支店	TEL:052-231-4461	FAX:052-232-2562
朝日火災海上保険(株)名古屋サービスセンター	TEL:052-231-4525	FAX:052-232-3730

ボランティア活動保険に関する留意点

- ① 通常の「ボランティア活動保険加入申込書」の右上（日付のすぐ下）に〈大規模災害用〉と追記し、加入申込受付を行ってください。（必要事項をみれなく記入して下さい。）
- ② 本保険は、ボランティア活動中の偶然な賠償事故および急激・偶然・外来の傷害事故を補償する保険であり、本保険の内容についてパンフレット等により加入希望者にご周知下さい。
 - ・ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）は補償の対象となりません。
 - ・職業または職務に従事している間の傷害事故については補償の対象となりません。
- ③ 本保険は、任意加入であり加入希望者に加入の意思を確認の上、加入手続を行って下さい。
- ④ 本保険に加入するボランティアには、次頁のボランティア活動保険の概要をお渡し下さい。
- ⑤ 大規模災害時ボランティア活動保険の加入を受付けた場合についても、「加入報告票」を作成の上翌月 5 日締切にて朝日火災海上保険株式会社名古屋支店営業第三課にご提出下さい。

その際、加入報告票の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成して下さい。
- ⑥ 加入手続完了後、事故が起こった場合は、「加入申込書」のコピーを添付し、朝日火災海上保険株式会社名古屋サービスセンターに事故報告して下さい。

ご加入者様へ

【補償金額・掛金】

			Aプラン 補償金額	Bプラン 補償金額	Cプラン 補償金額
補償金額	傷害部分	死亡・後遺障害保険金	1,100万円	1,200万円	2,200万円
		入院保険金(日額)	6,500円	8,500円	7,800円
		通院保険金(日額)	4,500円	5,200円	4,500円
	賠償責任部分	対人・対物共通	5億円(限度額)	5億円(限度額)	5億円(限度額)
加入者負担分	基本プラン		250円	300円	350円
	天災プラン		330円	390円	470円

※特定感染症(1類、2類、3類)により発病の日から180日以内に死亡した場合、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。

【被保険者】

本保険に加入されたボランティア個人(ただし、賠償事故については、ボランティアの監督義務者・NPO法人も被保険者となります。)

【補償対象とするボランティア活動】

- (1)日本国内において、自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的として行われる非営利(費用代償程度を含みます。)の活動のうち、次に掲げる活動
- ①ボランティア団体・グループの会則(名称を問いません)に則り企画、立案された活動
 - ②社会福祉協議会に届出た活動 ③社会福祉協議会に委嘱された活動
- (2)NPO活動(非営利)

【保険金をお支払いする事故】

ボランティア活動のために自宅[※]を出てから自宅[※]に帰るまでの間(ボランティア活動中)に発生した次の事故を補償します。

※自宅以外の施設から出発する場合または自宅以外の施設に帰る場合は「施設」と読み替えます。

(1)傷害事故

ボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりボランティアが身体に被った傷害・細菌性食中毒・特定感染症(1～3類)を補償します。

(2)賠償責任事故

次に掲げる事故によって、ボランティアが他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させたことにより、ボランティア

(親権者などの監督義務者を含みます)が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ・ボランティア活動中の事故
- ・ボランティア活動に伴う提供物に起因する事故
- ・ボランティア活動の結果に起因する事故
- ・ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊

【保険金をお支払いできない主な場合】

(1)傷害事故

- ①被保険者または保険金を受け取るべき者の故意および重大な過失による事故
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ③被保険者の無資格運転、酒酔い運転中等の事故
- ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ⑤地震、噴火、津波、戦争、内乱、暴動による事故
- ⑥職業、または職務に従事している間の事故
- ⑦顔面症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの
- ⑧海難または山岳救助ボランティア活動中の事故
- ⑨銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動中の事故
- ⑩野焼きもしくは山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動中の事故
- ⑪山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイスポーツ等を行っている間の事故
- ⑫自動車等で競技または試運転をしている間の事故

(2)賠償責任事故

- ①被保険者または被保険者の代理人の故意による事故
- ②地震、噴火、津波、戦争、内乱、暴動に起因する事故
- ③被保険者の心神喪失に起因する事故
- ④被保険者の指図による暴行による事故
- ⑤航空機、自動車、銃器の所有、使用、管理に起因する事故
- ⑥医療行為(関連、類似行為を含む)に起因する事故
- ⑦被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売、または提供した提供物に起因する事故
- ⑧職業上の業務の遂行に直接起因する事故
- ⑨提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故
- ⑩契約によって加重された損害賠償責任
- ⑪提供物のかしによる提供物自体の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑫被保険者の配偶者、生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子に対する事故